

18. サイバー犯罪の知識と対応

1 事例相談の例

例①

携帯電話やパソコンにアダルトサイトの利用料として数万円を請求するメールが送られてきました。全く身に覚えのないことなのですが、どうしたらいいのでしょうか。

対応策 全く身に覚えのないものであれば、支払う必要はありません。また、こちらから相手に問い合わせたり、抗議したりせず無視してください。問い合わせることによって、こちらのメールアドレスや電話番号等の個人情報が相手方に洩れるおそれがあります。

例②

ネットオークションで商品を落札して、代金を振り込んだのですが、期日になっても商品が送られてきません。相手とも連絡が取れない状況なのですが、どうしたらいいのでしょうか。

対応策 相手とメールのやりとりがあったのであれば、そのメールを削除せずにヘッダ情報と併せて保存し、できればプリントアウトしておいてください。また、配達証明付きの内容証明郵便を相手に郵送し、品物の発送または代金の返却を求めてください。それでも相手が商品を発送してくれない、または代金を返してくれないような場合は、詐欺事件の可能性もあるので、メールの内容、オークションに関する情報等を持参して、最寄りの警察署の刑事二課（係）もしくは生活安全課（係）まで相談してください。

例③

インターネットの掲示板に、私の実名を挙げて私を誹謗中傷する内容の書き込みがあり、困っています。

対応策 名誉毀損の疑いもありますので、掲示板の URL、掲示板の名称、書き込みがあった日時、内容等を確認の上、可能であれば掲示板の画面を印刷して最寄りの警察署に相談してください。

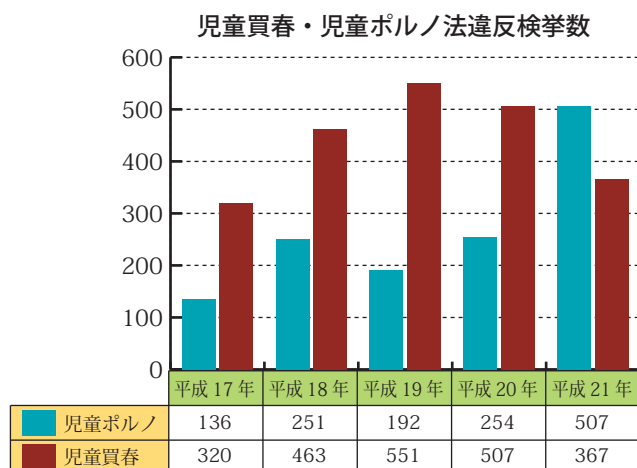
（出典：青森県警ホームページ

<http://www.police.pref.aomori.jp>）

2 児童買春・児童ポルノ法違反検挙件数

（平成 22 年警察庁統計）

グラフはネットワークにおける、児童買春・児童ポルノ法違反での検挙数である。



18 サイバー犯罪の知識と対応

サイバー犯罪の知識

1

サイバー犯罪は以下の 3 種類に分類されます。

- ① コンピュータを不正操作したり、データを改ざんしたりする「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」
- ② 他人の ID、パスワードを無断で使用して不正にネットワークにアクセスする「不正アクセス禁止法違反」

③ ネットワークを利用して様々な犯罪を行う「ネットワーク利用犯罪」
 この中で一番検挙数が多いのは「ネットワーク利用犯罪」で、その内訳は詐欺や児童買春・児童ポルノ法違反、脅迫、著作権法違反、ストーカー規制法違反、自殺補助、犯行予告など、様々な犯罪を実行する際に利用されています。

また、ネットワークを利用したサイバー犯罪には、次のような特徴があります。

- ① 匿名性が高い…犯人がネットワークを利用することで人物を特定しにくく、また全く別の人物になりすましたりすることもできます。
- ② 証拠が残りにくい…ネットワークを使った犯罪では紙に書かれたメモのような物的証拠が残りにくく、犯行の際に使われたファイルが消去されたり、ネットワークを利用する際にサーバに残される通信記録（ログ）を消去されたりするなどして証拠が隠滅されるケースが見られます。
- ③ 不特定多数に被害が及ぶ…インターネットが不特定多数に向けた情報発信のツールであり、犯行の対象がネットを利用するすべてのユーザーに向けられるため、被害が周囲に広がってしまうことがあります。また、同じ手口を繰り返し使われる場合もあります。

【例】有料サイト・ネットショッピングなどで、他人のクレジットカード番号を不正利用した。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

不正アクセス禁止法違反

【例】他人の ID・パスワードを電子掲示板で公開した。

ネットワーク利用犯罪

【例】電子掲示板などで他人になりすまし、名誉を毀損する書き込みを行った。

近年の児童ポルノに対する法改正と規制強化の流れを受けてか、平成 21 年度の検挙率は前年平成 20 年度の約 2 倍になっている。児童買春は 19 年度をピークに減少の傾向にある。

3 サイバー犯罪の相談窓口

●インターネットホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/index.html>

インターネット利用者から通報された違法情報や有害情報を警察へ通報したり、サイト管理者やプロバイダへ削除依頼をしている機関である。届けられた情報のフィルタリング事業者への提供も行っている。

●都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

各都道府県警察のサイバー犯罪に関する窓口の一覧が掲載されている。

●警察庁インターネット安全・安心相談

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

インターネットでのトラブルの相談事例や防止対策を閲覧できる。

- 規準表 (63a) サイバー犯罪の予防や正しい対処方法について理解し説明できる。
(62a) 情報通信ネットワーク上で子どもがどのような犯罪に巻き込まれるかを知り、犯罪が生まれる情報社会の特性について理解している。
(62b) 情報通信ネットワークの特性を理解し、それらを悪用した犯罪の種類や特徴について説明できる。
- ねらい ①警察のサイバー犯罪窓口や消費者センターなどの相談窓口につながる方法を説明できる。
 ②ネットを利用した不正請求についての対処方法を説明できる。
 ③不正アクセスを理解し、不正アクセスを防ぐ方法を知っている。
- 18

サイバー犯罪への対処

3

サイバー犯罪に対して正しく対処するには、まず自分のコンピュータにウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策を施すことが必要です。また、不審なメールに返信したり、アンケートに個人情報を安易に書き込んだりしてはいけません。不正請求やフィッシングなどの不審な情報が届いた場合には、自分だけで反応せず、周囲の人に相談するなど有害情報への対応が大切です。

もし、人権侵害やストーカー被害、その他の犯罪に巻き込まれたり、危険な状況に遭遇した場合は、専門家と相談したり、警察のサイバー犯罪相談窓口やインターネット・ホットラインセンターなどに連絡します。ネットショッピングやオークションなどで詐欺などの経済被害にあった場合には、消費者センターに相談するとよいでしょう。

サイバー犯罪の特徴と対処法を理解しよう！

ビデオ教材 (ビデオ→サイバー犯罪について)

※ビデオを見て、サイバー犯罪に子どもたちが巻き込まれないための対策をまとめてみましょう。

Column

子どもが巻き込まれるサイバー犯罪は「ネットワークを利用した犯罪」がその多くを占めます。被害者になりやすい事例としては、メールでのフィッシングや Web サイトでの不正請求、ブログ・ブログなどで個人情報公開され、なりすまし行為にあうなど、身近なところで被害にあうことがあります。
また子どもが加害者になってしまうケースもあります。ネットゲームで他人の ID・パスワードを不正に使用したとして、小学 5 年生の児童が逮捕される事件がありました。名誉毀損、個人情報の公開が行われるネットいじめも、子どもが加害者になりやすいサイバー犯罪といえます。(※関連テキスト→広がるネット犯罪)

57

4 児童ポルノの被害に遭わないために

児童が児童ポルノ製造の被害にあう場合には、むりやり撮影されてしまう場合のほか、インターネットのサイトで知り合った人に言葉たくみにだまされたり、脅されたりして、自分の裸を撮影して携帯メールで相手に送信してしまうといった場合も見られます。

同性であるふりをして裸の写真を交換しようと言ってきたり、気軽にやり取りしていた掲示板やメールでの発言を学校や友人にばらすと脅して裸の写真を送らせようとする手口もあります。初めは、少しだけ脱いだ写真でもいいと言っている、一度送ってしまうと、要求は次から次へとエスカレートして、全裸の写真を送り、送らないと今までの写真をばらまくと脅迫する事例もあります。

また、交際相手に撮影された裸の写真が流出してしまうといった事例もあります。誰かに裸の写真を送るように言われても、たとえそれが親しい間柄であっても絶対に送らないでください。また、脅迫に及ぶような場合には、最寄りの警察署や、都道府県警察の少年相談窓口まで相談してください。また、児童買春の相手方になった際に、気づかない間に性行為の場面を撮影されるという場合も見られます。児童ポルノを撮影して DVD を作って売ることを目的で児童買春を行う事例もあります。児童買春はそれ自体、児童の心身にダメージを与えるものですが、それだけでなく、児童ポルノを撮影されるといった様々な危険があります。絶対に児童買春の相手方にならないで下さい。

(出典：警察庁ホームページ)

5 ネットワークを利用した児童ポルノ事件

児童ポルノ：小 5 女児の動画、製造容疑で逮捕／和歌山

小学 5 年生の女児に裸の動画を携帯メールで送信させたとして、県警少年課などは 26 日、神奈川県横須賀市安浦町 1、無職、加藤亮容疑者 (31) を児童ポルノ禁止法違反 (製造) 容疑で逮捕した。容疑を認めているという。

逮捕容疑は、昨年 12 月 20 日、携帯電話のゲームサイトで知り合った和歌山市内の女児に、携帯電話のカメラで撮影した動画を送信させ、児童ポルノを製造したとされる。

同署によると、加藤容疑者と女児は、同月中旬からメールなどで数十回やりとり。女児は自宅で撮影しており、父親が被害に気付いた。

(出典：毎日新聞 2010 年 4 月 27 日 地方版)